

附

年

表

月	日	事 項
三	1	一八六九（明治二）年 東京府、開懇役所を設置し失禄失業の窮民を下総小金井に移して開懇に従事させる。但し、開懇役所は五月廃止され、開懇局を新設して民部省に直属させる。 東京府、三田教育所を設置。 一八七〇（明治三）年 東京府の授産所、成績良好なため賞される。 一八七一（明治四）年 棄児養育米給与方（太政官布達第三〇〇号） 大阪府、大貧院を設置、身寄りのない老人、廃疾者孤児を收容し授産の道を開く。 脱籍無産者で帰郷し得ない者を徒場に入れて職業を教へ、独立生計を可能にし入籍させることを布告。 （太政官布達第六七六号） 一八七二（明治五）年 大阪に前年一〇月設立された貧院分局を授産所と改称する。
一	1	東京府の營繕會議所、府庁の窮民救済方法の諮詢に対し、工作場の設立、日雇会社の設立、廃疾老幼の救護を答申 人身売買を禁止し、農商工業における年期は七年とすることを布告。 （太政官布達第二九五号）
九	1	
一〇	二	

一〇	1	東京府、養育院を設置 一八七三（明治六）年 京都下京第一五区検番、女紅場を設置、芸娼妓に裁縫などを教える。翌年五月、大阪でも設置 三子出産ノ貧困者へ養育料給与方（太政官布告第七九号） 棄児養育米給与ハ爾今満一三年ヲ限リトシ及年令定方（太政官布達第一三八号） 内務省設置（太政官達三七五号） 一八七四（明治七）年 内務省職制並事務章程（太政官達 番外）制定 恤救規則（救貧法）（太政官達第一六二号） 山口県、授産局を設置し士族授産に努める。 一八七五（明治八）年 恤救規則ニ依ル恤救米及養育米代渡方（大蔵省達第二六三三号） 窮民恤救申請調査簡条（内務省達乙第八五号） 營繕會議所を東京會議所と改称する 一八七六（明治九）年 恤救米及棄児養育米石代相場立方（大蔵省達乙第三二二二号） 恤救規則ニ依ル救助五〇日以内ノ分伺フニ及バザルコトス（内務省達乙第四九号） 授産局設置（内務省達乙第九四号） 一八七八（明治一一）年 岩倉具視 士族授産を建議する
二	一一	
三	三	
四	二五	
一	一〇	
一	一〇	
二	八	
二	1	
四	二九	
七	三	
一	1	
三	二四	
四	二二	
八	一〇	
七		

二二〇	士族平民ト同一ニ鰥寡孤独廃疾者救助施行ノ件（内務省達乙第八七号）	一	神戸の魚澄惣衛門、マツチ小函木地製造工場を興し、窮民に授産する
三	一八七九（明治一二）年 石川県、旧藩士卒の困窮者に対し授産資金貸与を決定。以後鳥取、静岡、秋田、堺、新潟、松代、高遠、延岡、栃木、鹿児島、青森の諸県もこれにならう。	一〇 一三	一八八七（明治二〇）年 警視庁、宿屋営業取締規則を定め、木賃宿営業区域などを規定する
一	一八八〇（明治一三）年 旧熊本藩、旧弘前県等の貧困者、または廃疾の士卒に授産資金を貸与する。人員三一、四五六人、金額八九二、七六四円	六 二七	一八九一（明治二四）年 東京府、雇人口入営業取締規則を公布。 政府、貧民法を議會に提出、審議未了となる。 この頃より東京基督教青年会は、会員及会員の紹介者に限り、職業紹介並に人事相談を行う
七	一八八一（明治一四）年 岩具具視、困窮の士族四〇万戸あることを以て、士族授産を閣議にて力説する	八 一	一八九二（明治二五）年 大日本綿糸紡績同業連合会、職工争奪防止に関する付則二六カ条の規則を定める
一	一八八二（明治一五）年 士族授産の件決定し、一箇年八〇万円、八箇年下賜されることになる	二 一	大井憲太郎ら、貧民労働者の保護・地位向上を目的とする日本労働協会を結成
四	美作、盛岡の士族等に授産資金を貸与する	三 一二	一八九五（明治二八）年 東京府、木賃宿を市外に移す方針で宿屋営業取締規則を改正、木賃宿区域を改編
九	滋賀県士族授産の成績、就業者七〇七名中、失敗者一六一名 成功者五四六名	二 一	一八九六（明治二九）年 兵庫県、職工営業主及紹介人取締規則を制定
二	一八八三（明治一六）年 熊本県士族に授産補助金を貸与する	一 一	一八九七（明治三〇）年 政府、英照皇太后崩御に伴う下賜金四〇万円を慈恵救済基金として府県に分配
五	一八八五（明治一八）年 （財）柳河授産所（福岡県山門郡城内村）設立	二 二四	大竹・鈴木・元田・江原議員、第一〇回帝國議會衆議院へ「恤救法案」、「救貧税法案」を提出、いずれ

五	一〇	二	三	三	三	六	九	四	四
一	三三	一	二	二二	二七	一九	一	一	一
も廃案となる	一八九八（明治三一）年	一八九九（明治三二）年	この頃、板垣退助、同気倶楽部に対し、「奉公人口入宿設置」、「貧民実業学校設立」等を懇願。	北海道旧土人保護法（法第二十七号）	罹災救助基金法（法第七七号）	行旅病人及行旅死亡人取扱法（法第九三号）	行旅病人死亡及同伴者救護並取扱方（内務省令第二三号）	一九〇〇（明治三三）年	井上友一ら、貧民研究会を設立。
秋田県、窮民救助のため、「工業奨励並製作品買上」、「買上品ヲ売払い救済資金ニ繰込」むこと等を内訓	内務省官制（勅第二五九号）。地方局の事務として「賑恤及救済ニ関スル事項」を明記する。	板垣退助内相の下で「救貧法」立案、但し国会提出までに至らず	一八九九（明治三二）年	安達憲忠、大草慧忠ら、浅草に第一無料止宿所開設	同所にて職業紹介を開始	東京市は本所区若宮町に東京無料宿泊所を設置し、	社会事業関係の囑託を置く。	一九〇一（明治三四）年	

三	五	一〇	二	三	五	三	二	一	三	六	一						
一	二	一	一	二	一	二	一	一	一	一	一						
大阪市、窮民救助規則を定める	内務省地方局長、「済貧恤窮ハ隣保相扶ノ情誼ニ依リ互ニ協救セシメ国費救助ノ濫給矯正方ノ件」(地甲第三三三号)を通牒	中央慈善協会、「慈恵救済事業ヲ指導奨励シ之ニ関スル行政ヲ翼賛スルコト」を目的として設立、会長、渋沢栄一	一九〇九(明治四二)年	内務省、六大都市に職業紹介所の設置を奨励、補助金二二、〇〇〇円を交付	この年頃、政府「窮民救済法案」を作成、初めて窮民防治に重きを置く。	一九一一(明治四四)年	工場法(法第四六号)	内務大臣、恩賜財団済生会を設置認可	東京市、浅草職業紹介所、芝職業紹介所を開設、公設職業紹介所の嚆矢	一九一二(明治四五〇大正一)年	福本議員、第二八回帝国議会衆議院へ「養老法案」を提出、廃案となる。	財団法人大阪職業紹介所開設、関西方面の公益職業紹介所の嚆矢	この年、米価騰貴で下層民の生活困窮し、木賃宿、無料宿泊所も繁昌	一九一三(大正二)年			
四	七	五	九	四	八	七	八	八	二	一	三	一	一	三			
一	二六	一三	一九	二五	三	二〇	二五	二五	二八	三	一	一	一	一			
東京市、浅草職業紹介所に授産部を設置、公立授産場の嚆矢	内務報告令改正(内務省訓令第一六号)	一九一四(大正三)年	全国仏教徒社会事業大会開催	友愛会、第一回協議会で職業紹介部の設置を決定	一九一六(大正五)年	経済調査会官制(勅第一一六号)	工場法施行令(勅第一九三三号)	一九一七(大正六)年	軍事救護法(法第一号)	内務省官制中改正(勅第一一四号)	内務省地方局に救護課を設置、職業行政の最初の中	内務省分課規程中改正、救護課の分掌事項を明記。	中央慈善協会主催第四回全国救済事業大会、東京市九段坂上偕行社で開催(五日まで)、「爾今最も力を致すの急務は労働者の保護救済に関する施設なり…」などを決議	東京府、救護課を設置、大正八年十一月、社会課と改称する。	この年頃、鉄道青年会、「負傷者職業学校」を設立し、職業再教育を開始する。	一九一八(大正七)年	軍事救護法ニヨル被救護者ノ生活標準ヲ一人一日一

五	四	四	四	一	一	二	一〇	三	一	二	七	六
一	一	一	二	一	九	二六	二九	三		一〇	六	二五
五銭以内ト定ムル件通牒												
救済事業調査会官制(勅第二六三号)												
救済事業調査会、「労働保護事業」等八項目の調査必要事項を具申												
内務大臣、救済事業調査会に「失業保護に關スル施設要綱」を諮問。												
大阪市、社会課を設置												
一九一九(大正八)年												
救済事業調査会、「失業保護ニ關スル施設要綱」を答申、職業紹介所の設置・拡充、失業対策事業を奨励。同時に「労資協調施設要綱」を答申、協調会の設立(同年一二月二二日)を促す。												
華盛頓における第一回國際労働総会、「失業ニ關スル条約案」及び「失業ニ關スル勧告」を決議・採択す。「職業紹介法」の成立促進される。												
内務省分課規程中改正。救護課を社会課と改称する。一九二〇(大正九)年												
内務省、第一回職業紹介事業協議会を開催し、職業紹介事業の連絡・統一につき協議する。												
京都市立陶磁器講習所事業開始												
内務次官、「失業保護ニ關スル施設ノ件」(地発第九八号)依命通牒、無料宿泊所等の施設々立を奨励。												
日本聾啞学校、職業輔導部を設置												
京都市職業紹介所、副業講習所を設置												
第一回メーデー「失業ノ防止」等を宣言。												
五												
二〇												
内務省地方局長、「公益職業紹介所相互連絡統一ニ關スル件」(発地第一一五号)通牒												
財団法人協調会中央職業紹介所設立。職業紹介所の全国的統一連絡機関としての事務を開始												
中央慈善協会主催第五回全国救済事業大会開催(九日まで)												
東京府、神田に中央職業紹介所設立。この年全国に四四職業紹介所新設												
内務省地方局長、「公益職業紹介所設備ニ關スル件」(地発第一五〇号)通牒。低利資金融通を案内、同時に附帯設備として簡易食堂、共同宿泊所等の施設経営を奨励												
財団法人協調会中央職業紹介所主催第一回職業紹介所主任會議開催(一四日まで)。六大都市の主任者として、職業紹介所の連絡統一、並に失業防止・救済に關し協議を行う												
内務省官制中改正(勅第二八五号)。社会局を新設、第一課、第二課を置き、(1)賑恤救済、(2)軍事救護、(3)失業救済及防止、(4)児童保護、(5)其ノ他社会事業ニ關スル事項を管掌。職業紹介事業關係は第一課にて分掌												
内務省主催都市社会事業打合せ開催(三〇日まで)												
各府県社会事業關係課長及び都市の關係職員を招集し、「失業保護ニ關スル事項並に職業紹介所ノ設置及相互連絡に關スル事項」を協議。												
友愛会東京連合会、東京労働講習所を設置、学校形												

一	一三	二	四	六	六	六	六	六	六	七	七	七	七	九	九	一
一	一	一	九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	一	一	一	一	二	二	四
式の労働者教育の嚆矢。 一九二一（大正一〇）年 社会事業調査会官制（勅第一号）。救済事業調査会の廃止。 社会事業調査会、希望事項付において「職業紹介法案」を答申 職業紹介法（法第五五号） 職業紹介法一部施行期日ノ件（勅第二九一号） 職業紹介法施行令（勅第二九二号） 職業紹介法施行規則（内務省令第一六号） 財団法人協同会を職業紹介事業の通報すべき者に指定（内務省告示第一二三号） 内務次官、「職業紹介法施行ニ関スル件」（発社会第八〇号）通牒。附帯設備として授産場、食堂、宿泊室等の設置等を奨励。 職業紹介法施行される。 倉敷労働科学研究所設立 内務省社会局長、「日雇労働紹介報告ノ件」（発社第八三号） 内務省社会局長、「職業紹介所設置並国庫補助に關スル件」（発社第九一号）通牒 東京市中央職業紹介所に性能診査少年職業相談部を設置 京都府西陣職業練習場事業開始 社会事業協会主催第六回全国社会事業大会開催	この年、全国廃兵団等の団体、恩給増額、職業教育等を決議する 一九二二（大正一一）年 大阪、名古屋、八幡などで官業労働者、軍縮に伴う失業救済の大示威 船員職業紹介法（法第三八号） 社会局官制（勅第四六〇号）。内務省社会局を外局として拡充。第一部、第二部、庶務課、統計課。第一部は工場法施行に關する事項、第二部は職業紹介其の他失業保護（授産を含む）に關する事項を分掌する。 内務省官制中改正（勅第四六三号） 社会局分課規程制定。第二部第一課にて、職業紹介、授産、失業の救済・防止に關する事項を分掌する。 「失業に關スル条約」を批准（条約第六号） 社会局長官、「職業紹介所ノ利用ニ関スル件」（発二部第一号）を通牒 憲政会、「失業保険法案」を發表 一九二二（大正一二）年 六大都市職業紹介事務打合せ（二三日まで）を開催 職業技術の短期講習会に關する意見等を聴取する。 陸・海軍、臨時講習会を開き退職將兵に対し、職業再教育を行う。 鐘淵紡績の失業対策 寄附金により設立された東京職業輔導会、「職業輔導講習所」等において短期職業技術講習等の事業を開始する。															

三	三	三	三	三	四	四	四	五	五	五	五	三	三
三二	三二	三一	三一	三一	九	一二	三〇	一	二	二	二	三	二
職業紹介法一部施行期日ノ件（勅第一〇六号）	職業紹介事務局官制（勅第一〇七号）。中央及び東京地方・大阪地方の職業紹介事務局が設置される。中央職業紹介事務局局長は社会局の部長が兼任。	職業紹介法施行令改正（勅第一〇八号）	職業紹介法施行規則中改正（内務省令第九号）	職業紹介事務局規程（内務省訓令第七号）	中央職業紹介事務局長、「職業紹介所ノ普及奨励ニ関スル件」（発業第一号）依頼	中央職業紹介事務局長、「職業紹介法実施ニ関スル件（発業第四号）通牒。授産場、食堂、宿泊所等の附設を奨励する。	大阪職業輔導会、事業を開始する。鐘淵紡績の指定寄附金による	『職業紹介公報』第一号を発刊	中央職業紹介事務局長、「職業紹介附帯事業報告ノ件」（発調第二号）通牒。「家庭職業其ノ他ノ職業指導ニ関スル講習会」等の事業について報告を指示	中央職業紹介事務局長、「人事相談所職業紹介ニ関スル件」（発業第一六号）通知。警察官署、其の他団体等による人事相談所の職業紹介は、最寄の職業紹介所を通して進めることを依頼。	社会局長官、「失業保護に關スル件」（社発二部第一三二号）依命通牒。職業紹介に關する監督事務が地方長官より地方職業紹介事務局長に移ったこと等を指示		

六	六	六	六	九	九	九	一〇	一〇	一〇	一一	一一	一二	一二
一	五	二九	二二	一	二	一	二七	一	九	一三	一	一五	二二
社会局分課規程中改正。第二部に職業課を設置。職業紹介其の他失業救済及防止に関する事項等を管掌。	中央職業紹介事務局長、「職業紹介所の設置並ニ国庫補助ニ関スル件」（收庶第三二号）通牒。授産場等附帯設備建築費は国庫補助の対象とならない旨を指示	中央職業紹介事務局長、「海外移住民及内地移住民斡旋方奨励ニ関スル件」（発業第三一号）通牒	次官会議、「関東大震災による失業対策の方針」を決定する。	陸軍省から借用した労働用具を、東京・横浜市内の職業紹介所の紹介により、就職する者に貸与するための管理を両市に委託する。	京浜罹災地区職業紹介所長会議、政府に対し技術講習・授産等の職業輔導に関する建議文を提出する。	社会局官制中改正（勅第四六三号）	この頃、協調会、政府に対し「労働統制及び失業手当支給に関する計画概要」を具申する。	神奈川県立職業輔導講習所事業開始	内務大臣、地方長官会議において失業救済に関する件を指示する。	内務省社会局、約千名の大工・木工の養成を目標に木工講習会を開始、翌年三月三一日まで実施する。	横浜市婦人授産所事業開始	社会局分課規程中改正	一九二四（大正一三）年

一	二	二	二	四	四	五	六	七	九	九	一〇	一	二	二
一	一八	二二	二八	二	二八	七	二	一〇	一八	一八	一	二七	八	一〇
国際労働事務局東京通信局の設置 横浜市職業輔導所事業開始 職業紹介委員会官制（勅第二〇号）。中央及び地方の職業紹介事務局に職業紹介委員を設置する。 内務大臣、中央職業紹介委員に、職業紹介機能の發揮のための方策について諮問 『労働時報』創刊号を発刊 帝国経済会議官制（勅第七〇号）。社会事業調査会の廃止。帝国経済会議は同年一月二十五日廃止される。 社会局分課規程中改正。救護課の設置 （財）同潤会設立 中央職業紹介委員会、二月二十八日付諮問に対し、「職業紹介事業改善ニ関スル施設要綱」を答申。この中で失業者再教育のための職業輔導を奨励する。 東京帝大セツルメント、本所柳島に開設 財団法人同潤会、啓成社を設立し、大震災による不具廃疾者に職業輔導を行う。 内務部内臨時職員設置制中改正（勅第二一一号） 震災復興（住宅）に関する事務職員等を明記する。 社会局分課規程中改正。住宅課の設置を明記する。 横浜市印刷所、職業輔導事業を開始する。 職業紹介法施行規則中改正（内務省令第二十九号） 職業紹介事務局庶務規程中改正（内務省訓令第一七号） 中央職業紹介事務局長、全国職業紹介所長会議にお														

一	二	二	二	三	三	三	四	四	四	四	六	六	七	七
一	二〇	二二	二二	二二	二二	二二	三一	三一	一	一	一四	二〇	二五	八
いて、「少年職業紹介ニ関スル件」、「職業紹介所ニ専門部設置ノ件」等を指示する。 内務省官制中改正（勅第三一六号） 内務省分課規程中改正 社会局分課規程中改正 労働者募集取締令（内務省令第三六号） 一九二五（大正一四）年 政府、「労働争議調停法案」を作成 内務大臣、東京・大阪地方職業紹介委員会に対し、日雇労働者及び俸給生活者の失業者に対する適切な職業紹介の方策について諮問 商工省官制（勅第三七号） 社会局官制中改正（勅第六六号） 社会局分課規程中改正 東京府家具工養成所事業開始 職業紹介事務局官制中改正（勅第二七号）。名古屋地方職業紹介事務局の設置 大阪地方職業紹介事務局長、「職業紹介所費国庫補助ニ関スル件」（発第第二六二号）照会 東京地方職業紹介委員会、三月二三日付諮問に対し答申。この中で俸給生活者のため、職業輔導機関、技術学校等の設置を提言する。 職業紹介法施行令中改正（勅第二四〇号） 内務省社会部長・文部省普通学務部長、「少年職業紹介ニ関スル件」（社発第二部第二七五号）依命通牒。														

七	二五	少年の職業指導のための委員会設置、就職後の状況調査報告等を指示
八	一	東京市授産場事業開始
八	一三	内務大臣、「失業労働者救済ニ関スル声明」を發表
八	一八	社会局、「労働組合法案」を發表
八	二〇	社会局、失業救済事業打合会を開催
八	二八	職業紹介事務局長會議、「少年職業紹介に関する施設要項」を決定する。
九	九	大阪地方職業紹介事務局長、大阪地方職業紹介委員会に対し、市町村職業紹介委員の活動及び、少年職業紹介の適切な方策について諮問
一〇	一	国勢調査と同時に二四都市及周辺にて初めての失業調査実施
一〇	一六	内務次官、六大都市府県知事宛「失業救済ノ目的ヲ以テ施行スル事業ニ関スル件」(社発二部第四八五号ノ一)通牒
一〇	一六	内務次官、各地方長官宛「労働者ノ季節的出稼ニ関スル件」(社発二部第四八五号ノ二)通牒
一〇	一九	中央職業紹介事務局長、「少年職業紹介ニ関スル件」(発業第五三三号)通牒

一一	七	大阪府失業防止委員会、失業救済土木事業に関して答申する。
一一	二六	内務大臣、中央職業紹介委員会に対し、知識階級の職業紹介改善方策につき諮問
一二	一	横浜市技術講習所事業開始。神奈川県立職業輔導講習所を継承したもの。同所は大正一五年四月、職業輔導所に合併される。
一二	八	大阪地方職業紹介委員会、九月九日付諮問に対し答申
一二	一九	営利職業紹介取締規則(内務省令第三〇号)一九二六(大正一五〇昭和一)年
一	一	神戸職業輔導会、労働保険組合を設立する。
一	二〇	政府、「労働争議調停法案」を第五一回帝国議會衆議院に提出する。
二	九	内部大臣、名古屋地方職業紹介委員会に対し、管内の職業紹介普及方策につき諮問
二	一〇	中央職業紹介事務局長、「少年職業紹介ニ関スル件」(発業第四号)通牒。「少年求人求職者取扱並就職後ノ指導保護ニ関スル要領」において、各種の教育的配慮を指示
二	一	東京市、巡回教育の講座を簡易宿泊所において行ふ
三	四	名古屋地方職業紹介委員会、二月九日付諮問に対し答申、「其他特設ヲ要スル事項」において、「職業輔導所授産場等ヲ設ケテ職業転換ノ便ヲ与ウルコト」等を答申

三	三一	中央職業紹介委員会、前年一月二六日の諮問に対し答申。「知識階級失業者職業紹介ニ関スル施設改善要綱」において、職業転換を容易にさせるための再教育機関の設置等を奨励
四	一	社会局分課規程改正。第一部を労働部、第二部を社会部と改称
四	二〇	青年訓練所令（勅第七〇号）
四	二二	社会局官制中改正（勅第七二号）
四	二二	社会局分課規程中改正
五	一二	社会局官制中改正（勅第一一〇号）
五	一三	社会局分課規程中改正
五	一三	内務次官、「知識階級失業者職業紹介ニ関スル件」通牒。この中で六大都市に対し、知識階級専門紹介所及び再教育機関の設置等を勧奨する。
五	二〇	中央職業紹介事務局長、「知識階級失業者職業紹介ニ関スル件」（発業第一二二号）通牒
六	一五	中央職業紹介事務局長「海外職業紹介ニ関スル件」（発調第三七号）通牒
六	二二	閣議、社会事業調査会設置を決定
六	一	社会局、「救貧法案」を发表
七	一五	内務大臣、社会事業調査会へ諮問第一号、「社会事業体系ニ関スル件」を諮問、同会は、(1)一般救護、(2)経済的保護、(3)失業保護施設 (4)児童保護の四体系特別委員会を設置・審議する。
一一	一	内務大臣、東京、大阪、名古屋の各地方職業紹介委

一一	二四	員会に対し、管内の少年職業紹介の適切な施設に関し諮問
一二	四	内務・大蔵両次官、「失業労働者救済事業に關スル件」（発社第三五三三三）通牒
一二	一八	大阪地方職業紹介委員会、十一月一日の諮問に対し答申。同様に名古屋地方職業紹介委員会は十二月一日に答申。
一	一	内務大臣、中央職業紹介委員会に対し、少年職業紹介の適切な施設方策につき諮問
一	二九	一九二七（昭和二）年
三	二四	営利職業紹介事業取締規則施行さる
三	二四	東京地方職業紹介委員会、前年十一月一日付諮問に対し答申。就職児童に職業に関する知識を事前に授与すること等を答申
四	九	中央職業紹介委員会、前年十二月一日諮問に対し答申。「少年職業紹介事業改善施設要綱」において、就職前後における各般の指導、予備知識を習得させるための施設を講じること等を答申
四	一九	職業紹介事務局官制中改正（勅第七一号）。福岡地方職業紹介事務局の設立
五	三	社会局官制中改正（勅第八九号）
五	七	内務報告令中改正（内務省訓令第一一号）
五	一七	東京市、本郷に知識階級職業紹介所開設
五	一七	中央職業紹介事務局長、「知識階級職業紹介ニ関スル件」（発業第二一号）通牒。職業転換のために再教

五	三〇	育機関と連絡を密にすることを指示 商工審議会第一回総会において、職長養成制度、産業教育の調査等を決議。
六	一八	社会事業調査会、「失業保護施設ニ関スル体系」を決議。失業対策の一つとして「職業輔導及授産」を掲げる。
七	七	人口食糧問題調査会官制（勅第二二二号）
九	五	内務次官、「少年職業紹介事業ニ関スル件」（発社第一一六号）通牒
一一	一〇	内務・大蔵両次官、「失業救済事業ニ関スル件」（発社第一四二号）通牒
一一	二二	内務大臣、中央及地方職業紹介委員会に対し、婦人の職業紹介方策につき諮問
一一	二五	文部大臣、「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」（文部省訓令第二〇号）訓令
一二	二五	人口食糧問題調査会、「労働ノ需給調節ニ関スル件」を決定
一二	二二	名古屋地方職業紹介委員会、十一月二一日付諮問に対し、女 紹介、婦人職業紹介に關し答申 後者において、職業輔導、授産場の併置を奨励
一	二五	一九二八（昭和三）年 大阪地方職業紹介委員会、前年十一月二一日付諮問に対し答申。婦人の職業紹介に關し、職業輔導機関の附設を答申。 内務大臣、福岡地方職業紹介委員会に対し、管内の職業紹介の普及・改善につき諮問。

三	六	東京地方職業紹介委員会、前年十一月二一日付諮問に対し答申。婦人の職業指導のために学習機会の提供を答申
三	三一	工芸指導所官制（勅第四七号）
四	一三	福岡地方職業紹介委員会、一月二五日付諮問に対し答申。「設備ニ関スル事項」において職業補習教育施設、再教育機関の設置等を答申
四	一	司法省行刑局、「受刑者職業訓練ニ関スル注意ノ件」通牒
四	一	社会事業調査会特別委員会、「社会省」の構想発表
五	二八	中央職業紹介委員会、前年十一月二一日付諮問に対し、「女工ノ他婦人ノ職業紹介施設改善要綱」を答申。この中で、営利又は有料の職業紹介の廃禁止を答申
六	二二	大阪府失業防止委員会、俸給生活者の失業対策につき答申。この中で国立職業紹介所、輔導機関の設置を要望する。
九	七	経済審議会官制（勅第二二四号）
一一	六	内務、大蔵両次官、「失業救済事業ニ関スル件」（発社第九四号）通牒
一二	六	工芸指導所伝習生規程（商工省告示第四九号）
一二	一一	内務大臣、中央及び東京、大阪、名古屋各地方職業紹介委員会に対し、移動労働紹介につき諮問。福岡地方職業紹介委員会に対し、鉾山労働者の職業紹介につき諮問。
一二	二六	経済審議会、「教育改善ニ関スル建議」を答申。

三	一二	一九二九（昭和四）年 大阪地方職業紹介委員会、前年一月一日付諮問 に対し答申。この中で、特殊の技能に関する職業輔導 の施設設置を答申す。
三	二三	梶本清純外四名、第五六回帝国議会議院に「国 立授職所設置ノ件」請願し、可決される。
四	二	救護法（法第三九号）
六	一九	社会事業調査会、内務大臣に対し社会事業の体系に 関し答申
七	一五	道府県立ノ商品陳列所工業試験所普及工業講習所規 程（商工省令第三号）
七	一八	社会政策審議会官制（勅第二三九号）
七	三〇	社会局官制中改正（勅第二四一号）
八	一二	社会局長官、「失業状況（推定）月報ニ関スル件」 （発社第四七号）通牒
九	一三	社会政策審議会、「失業ノ防止並ニ救済ノ為メ事業 調節ニ関スル要綱」答申。「参考乙」として「少額給 料生活者に対スル授職施設国庫補助条件要綱案」答申 閣議、事業調節委員会設置を決定
九	一七	内務・大蔵両次官、「失業防止並救済ノ為メ事業調 節ニ関スル件」（発社第七九号）通牒。この中で、「 少額給料生活者ニ対スル授職施設国庫補助条件要綱」 を通牒。
一〇	一六	社会部長、「失業防止並救済ノ為メ事業調節ニ関ス ル件」（発社第八四号）通牒

一〇	二八	中央職業紹介事務局長、「失業防止並救済ノ為メ事 業調節ニ関スル件」通牒。（収業第一、二二九号）。この 中で、職業紹介所で行う授職事業は地方職業紹介事務 局長の承認を必要とすることを通牒。
一一	一	神戸市職業紹介所授職部設置
一二	二一	社会政策審議会「失業統計其ノ他ニ関スル件」答申 において、「職業紹介機関ノ整備充実に関スル要綱」 を答申。この職業紹介機関と職業輔導、授産施設等と の連絡を密にし、失業の緩和を図ること等を答申
一二	二六	内務大臣、中央及び東京、大阪、名古屋、福岡の各 地方職業紹介委員会に対し、職業紹介事業の連絡等に つき諮問
一	二七	一九三〇（昭和五）年 職業紹介ラジオ放送を開始
三	一八	大阪地方職業紹介委員会、前年一月二六日付諮問 に対し答申。名古屋地方職業紹介委員会は三月一九日 答申。いずれも職業輔導あるいは授産事業を奨励。
三	二七	人口食糧問題調査会、「分配及消費ニ関スル方策」 において、失業保険、職業保証に関する調査、実行等 に關して答申
四	一〇	人口食糧問題調査会廃止（勅第七二号）
四	一〇	経済審議会廃止（勅第七三号）
四	一一	「昭和五年度官営事業ノ施行ニ関スル閣議決定」を 発表
四	二六	失業防止委員会官制（勅第八五号）。事業調節委員

七	六	六	五	五	五	五	五	四	四
八	二六	二二	二八	二二	二二	二二	六	二六	二六
会の發展的解消									
公営事業調節ニ関スル訓令（内務省訓令第五五八号）									
社会局長官、「失業ノ防止並救済ノ為ノ公営事業施行要綱ニ関スル件」（発社第六〇号）通牒									
社会局長・内務省地方局長・大蔵省理財局長、「失業ノ防止並救済ノ為ノ施設ニ関スル件」（発社第六三号）通牒。この中で、失業の防止並救済上最も有効な施設として、授産並職業輔導施設の拡充を奨励									
内務・大蔵両次官、「失業救済事業施行ニ関スル件」（発社第六九号）通牒									
社会部長、「失業救済事業施行ニ関スル件（発社七〇号）通牒									
中央職業紹介委員会、前年一月二六日付諮問に対し答申。この中で、職業輔導及び再教育機関の拡充と職業紹介機関との緊密な連絡の必要を強調									
職業紹介事務局官制中改正（勅第一〇〇号）。青森地方職業紹介事務局の設置									
臨時産業合理局官制（勅第一一二号）									
生産管理委員会第一回会議開催。審議項目として、見習工教育の改善、作業研究、技術者に対する実地訓練、軍隊的組織と職能的組織との比較等を掲げる									
社会局、内務省主催全国学務部長会議で、「職業輔導及授産ニ関スル件」を指示									
社会局長官、「小額給料生活者授職施設ニ関スル件」（発社第八九号）通牒									
七	八	八	八	九	一〇	一一	一二	一二	一二
二六	二三	二三	二三	一	一	四	二六	五	一〇
失業防止委員会失業対策部会、「日雇労働者ノ失業ニ関スル応急的施設要綱」を決議									
内務大臣、内閣総理大臣宛「日雇労働者ノ失業ニ対スル失業防止委員会ノ決議ニ関スル件」（発社第一〇五号ノ一）報告									
内務次官、「日雇労働者ノ失業ニ対スル応急的施設ニ関スル件」（発社第一〇五号ノ三）通牒									
社会部長、「日雇労働者ノ失業ニ対スル応急的施設並職業紹介事務局刷新ニ関スル件」（発社第一〇五号ノ六）通牒。この中で、日雇労働者の授職斡旋も職業紹介所の施設で賄えることを指示									
日本海員組合、組合基金六万円を支出し、神戸、大阪、名古屋、横浜、小樽、戸畑の六ヶ所に授産場設置									
第三回国勢調査実施、内地人口六、四四五万人、外地人口二、五九五万人、同時に失業者調査も実施、全国で三二万人、東京市六二、九五七人。									
中央職業紹介事務局長、「除隊兵就職斡旋ニ関スル件」（発社第七四号）通牒									
失業防止委員会失業対策部会、「解雇防止ノ為ノ労働時間短縮ニ関スル決議」を発表									
職業指導協議会、内務・文部省諮問に対し、職業見習の重視等の建議を答申									
閣議、失業対策公債三、四〇〇万円発行を決定、非募債方針くずれる。									
内務、大蔵両次官、「臨時冬期失業救済事業ニ関ス									

一	九	社会局長官、「解雇防止ノ為労働時間短縮ニ関スル件」(発社第一号ノ二)通牒	六	二〇	労働者災害扶助法(法第五四号)入営者職業保障法(法第五七号)
二	四	社会局長官、「失業救済ノ目的ヲ以テ施行セラルル工事ニ関スル件」(発社第八号)通知	六	二二	東京市知識階級職業紹介所設置さる
二	四	内務大臣、青森地方職業紹介委員会に対し、季節的出稼労働者の職業紹介につき諮問	六	二二	失業防止委員会、「官営事業ノ繰上施行ニ関スル決議」を發表
二	二	社会部長・土木局長、「失業救済ノ目的ヲ以テ施行スル国道改良工事ニ関スル件」(発社第一二二号)通牒	七	一五	中央職業紹介事務局長、五月一五日付東京地方職業紹介事務局長の授職施設の経費に関する疑義に対し回答(収庶第一五六号)。この中で授職施設の経費は職業紹介所の経費により支弁できることを指示
三	九	社会部長、「国庫補助ヲ要スル失業救済事業ニ関スル件」(発社第二四号)通牒	七	二九	岡山岡地方職業紹介事務局の設置
三	二四	大阪地方職業紹介委員会、前年一二月二七日付諮問に対し答申。この中で、熟練労働者の職業転換のための再教育機関の設置を奨励	七	二九	警視庁、木賃宿組合連合会の希望で、木賃宿名称を簡易旅館に改称決定
三	三一	内務・大蔵両次官、「失業救済ノ目的ヲ以テ施行スル府県道改良工事ニ関スル件」(発社第一二二号)通牒	九	一八	失業防止委員会、「知識階級ノ失業ニ対スル失業防止委員会ノ決議ニ関スル件」(発社第六四号)通牒
三	三一	社会部長、土木局長、「失業救済ノ目的ヲ以テ施行スル府県道改良工事ニ関スル件」(発社第一二二号)通牒	一〇	八	社会局長官、「知識階級ノ失業対策ニ関スル件」(発社第六四号)通牒
					中央職業紹介事務局長、「除隊兵就職斡旋ニ関スル件」(発社第八四号)通牒
					青森地方職業紹介委員会、二月一四日付諮問に対し答申。「季節的出稼労働者職業紹介施設要綱」において、技術の養成、向上のために職業輔導施設を奨励

一一	一一	名古屋地方職業紹介委員会、前年一月二七日付諮問に対し答申。この中で、失業工場労働者の為に職業輔導並授産施設を奨励する。福岡地方職業紹介委員会は一月二一日答申
一二	二	内務・大蔵両次官、「臨時冬季応急失業救済事業ニ関スル件」(発社第一一〇号)通牒
一二	一八	東京地方職業紹介委員会、前年一月二七日付諮問に対し答申
一		この年、労働組合組織率戦前最高八十八組合(七、九%)、同盟罷業戦前最高八六四件
		一九三二(昭和七)年
		救護法施行さる
三	四	中央職業紹介事務局長、「今次事変ノ為召集セラレタル者ノ職業保障ニ関スル件」(収業第四四五号)通牒
五	二〇	内務・大蔵両次官、「失業応急事業ニ関スル件」(発社第五一号)通牒。この中で「少額給料生活者失業応急事業国庫補助条件要綱」等を改正通牒
五	二四	内務次官、「各種官営事業ニ失業者使用ノ件」(発社第五六号)依頼
六	一	内務・大蔵両次官、「各種公営事業ニ失業者使用ノ件」(発社第五七号)通牒
六	四	社会部長・土木局長、「産業開発ノ為ニスル土木事業ニ関スル件」(発社第五九号)通牒
六	一一	三井家が失業救済資金として寄附した三〇〇万円の運用につき社会局にて協議

六	一六	総連合・造船労働連盟など、重金属工失業対策協議会を結成
六	二二	社会部長・土木局長、「産業開発ノ為ニスル国直轄土木事業ノ施行ニ関スル件」(発社第六七号)通牒
六	一	商工省生産管理委員会、「見習工教育ノ改善」を提案
七	四	中央職業紹介委員会、前年一月二七日付諮問に対し答申。この中で、職業紹介所は日雇労働者のため職業指導及び再教育施設と密接な連絡を保つ必要を強調
七	二二	失業対策委員会官制(勅第一五八号)。失業防止委員会の廃止
九	二	内務大臣、各地方職業紹介委員会に対し各々諮問。岡山地方に職業紹介事業の普及、東京及び大阪地方に大都市の職業紹介事業の改善、青森地方に土木労働者の職業紹介、長野地方に製糸女工の職業紹介、名古屋及び福岡地方に短期雇用の職業紹介につき、それぞれ諮問
九	五	地方債許可暫行特例(勅第二三六号)
一〇	一九	大阪市立中央職業紹介所、少年技術工養成講習開始
一一	二六	岡山地方職業紹介委員会、九月二日付諮問に対し答申。この中で授産並職業輔導施設の設置と国庫補助を答申。
一一	二九	東京地方職業紹介委員会、九月二日付諮問に対し答申。この中で各地区職業紹介所に、授産または再教育施設を附帯させること等を答申

二二	八	内務・大蔵両次官、神奈川県知事宛「臨時冬季失業 応急事業ニ関スル件」(発社第一五六号) 通牒
二二	一五	大阪地方職業紹介委員会、九月二日付諮問に対し答 申。この中で大都市の中央職業紹介所では、授職 職 業指導・実務講習・技術及び学力検査・再教育等の部 門を設けることの必要性を答申
一二	一五	大阪府失業防止委員会、熟練労働者の失業防止につ き、授職施設の設置等を答申
一	二三	一九三三(昭和八)年 長野地方職業紹介委員会、前年九月二日付諮問に対 し答申。この中で公共団体または工場主による女工養 成施設の設置、技術証明制度等を答申
二	二七	社会部長、「昭和八年度一般労働者失業応急事業費 国庫補助ノ件」(発社第二三三号) 通牒
三	一四	名古屋地方職業紹介委員会、前年九月二日付諮問に 対し答申。この中で短期雇用求職者に対する講習の実 施を、失業中の授職設備を設けること等を答申。福岡 地方は三月一八日答申
四 四	一	内務報告令中改正(内務省訓令第一一号)
四	一二	社会部長、「一般労働者失業応急事業費国庫補助ノ 件」(発社第六二二号) 通牒
五	一	名古屋市中職業輔導会設立される
五	一	社会部長、「時局匡救ノ為ニスル国直轄土木事業ノ 施行ニ関スル件」(発社第六八号) 通牒
五	一	社会部長、「農山漁村振興拓殖事業ノ施行ニ関スル

五	一八	件」(発社第六八号) 通牒 内務部内臨時職員設置制中改正(勅第一一二号)。 失業応急事業の拡張に伴う人員配置
六	一五	失業対策委員会、「日雇労働者ノ失業共済施設要綱 」を決議
七	一三	中央職業紹介事務局長、地方職業紹介事務局長会議 において、簡易なる職業輔導のための適当な方途を指 示
七	一四	中央職業紹介事務局長、六大都市中央職業紹介所長 会議において、基礎的知識を与えるための職業輔導実 施状況につき聴取
七	一五	職業紹介法施行規則中改正(内務省令第二〇号)
八	八	道府県社会課長事務打合せ(九日まで)。同会にお いて職業輔導及び授産事業の運営に関して聴取
九	二四	日本労働組合会議第二回大会、「失業保険法要綱」 を決議。同要綱において、職業教育を施し再就職の機 会を与えることを決議
九	二六	中央職業紹介事務局長、「製糸女工紹介ニ関スル件 」(発社第五八号) 通牒
一〇	二六	中央職業紹介事務局長、「出稼漁夫紹介ニ関スル件 」(発社第五九号) 通牒
一一	一七	青森地方職業紹介委員会、前年九月二日付諮問に対 し答申
一二	一	内務次官、「各種官営事業ニ失業者使用ノ件」(発 社第一四二二号) 通牒

一一	一	内務次官、「各種公営事業ニ失業者使用ノ件」(発社第一四二号)通牒
一二	四	内部大臣、中央職業紹介委員会に対し、職業輔導その他助成的施設につき諮問。また、東京、大阪、名古屋の各地方職業紹介委員会に対し、小商店員及び僕婢の福岡、岡山、長野、青森の各地方職業紹介委員会に対し、農・山・漁村の職業紹介につき諮問。
一二	一一	内務次官、「臨時冬季失業応急事業ニ関スル件」(発社第一四九号)通牒
一二	二九	内務報告令改正(内務省訓令第一一号)
一二	二九	一九三四(昭和九)年
三	九	中央職業紹介委員会、前年一二月四日付諮問に対し答申。この中の「職業輔導施設ノ完備ニ関スル事項」において、職業輔導の各種方法として、(1)一般求職者の為職業技能修得の方法、(2)技術工を希望する青少年の為工業学校への委託、(3)軽易な職業的知識・技術の修得する為短期講習会、(4)日雇労働者中素質優秀者への輔導教育、(5)不具廃疾者の為再教育施設の拡充を答申。同時に「徒弟制度ノ改善ニ関スル事項」を答申。
四	三	産業労働倶楽部・総連合など、第一回日本労働祭を挙行。メーデーを排撃
四	四	社会局社会部長、「一般労働者失業応急事業ノ労働賃金ニ関スル件」(社発第六三号)通牒
五	八	社会局社会部長・土木局長、「時局匡救ノ目的ヲ以テ施行スル国庫補助関係土木事業ノ施行ニ関スル件」

五	八	(発社第八二号)通牒
五	三〇	社会局社会部長、「農山漁村振興拓殖事業ノ施行ニ関スル件」(発社第八二号)通牒
六	一	内務・大蔵両次官、「失業応急事業ニ関スル件」(発社第九三号)通牒
六	一五	内務大臣、学務部長會議にて「職業輔導施設の普及充実に関する件」等を指示
六	一九	社会局社会部長、「中央職業紹介委員会答申ノ件」(発社第九八号)通牒
六	二〇	中央職業紹介事務局長、地方職業紹介事務局長會議にて「職業輔導に関する件」等を指示
六	二三	中央職業紹介事務局長、全国職業紹介事務打合會にて「職業輔導に関する件」等を指示
六	二八	第一八回ILO總會、「失業保険及失業者の爲の各種の扶助に関する勧告(第四四号)」採択。同勧告において、「給付又は手当の受領に付ての条件として条約に依り許容せらるる職業教育又は他の教育の講習に出席するの義務は、当該失業者が其の身体上若は精神上の福利若は一般的能力の見地よりして、右講習より利益を享くべきときにのみ課せらるべし」と規定
八	二	社会局社会部長・土木局長、「時局匡救ノ為ニスル国直轄土木事業ノ施行ニ関スル件」(発社第一〇四号)通牒
八	二	中央職業紹介事務局長、「簡易ナル職業輔導施設ニ関スル件」(収業第八四五号)通牒

八	六	大阪地方職業紹介事務局長、「簡易ナル職業輔導施設ニ関スル件」(収業六五〇号ノ一) 通牒
八	六	長野地方職業紹介委員会、前年一二月四日付諮問に 対し答申。この中で講習会、授産・授職等職業輔導施設を職業紹介所に附設することを答申。
八	八	東京地方職業紹介事務局長、「簡易ナル職業輔導施設ニ関スル件」(収業五八七号) 通牒
八	一四	長野地方職業紹介事務局長、「簡易ナル職業輔導施設ニ関スル件」(収業七八七号) 通牒
一〇	一六	名古屋地方職業紹介委員会、前年一二月四日付諮問に 対し答申。この中で講習会、補習教育施設の設置等を答申。
一一	一五	東京市緑町婦人職業紹介所、大塚市民会館内に宿泊所を附設、東北地方出身女中並女 希望者を東京地方 就職斡旋のため、適当な訓練を実施後紹介・斡旋する ために一時宿泊させる。
一一	一一	中央職業紹介事務局長、「東北凶作地方ヨリノ出稼者職業紹介ニ関スル件」(収業第一六三号) 通牒
一一	三〇	内務次官、「臨時冬季失業応急事業ニ関スル件」(収社第八三六号) 通牒
一一	一八	職業紹介法施行規則中改正(内務省令第三七号)
一一	一八	社会局社会部長、「失業応急事業調節ニ関スル件」(発社第二〇六号) 通牒
一一	二七	東京地方職業紹介委員会、前年一二月四日付諮問に 対し答申。この中で、再教育、再訓練施設及び補習教

一	一五	育の義務制等を答申。 この年、軍需景気で増築する工場多数、熟練工は引 張りだこ 一九三五(昭和一〇)年
一	二五	大阪地方職業紹介委員会、前年一二月四日付、諮問 に對し答申 この中で、職業のための講習・輔導設備 の設置等を答申。
三	二九	青森地方職業紹介委員会、前年一二月四日付、諮問 に對し答申。この中で、職業紹介所に授産・職業輔導 施設の附設を答申。
四	一	青年学校令(勅第四一号)
四	一	青年訓練所令廃止(勅第四二号)
四	一	東京府機械工養成所設立
六	七	内務大臣、学務部長会議にて「失業者更生指導訓練 ニ関スル件」等を指示
六	二五	第一九回ILO総会「年少者の失業に関する勧告 (第四五号)」採択。この中で、義務教育終了後の少 年に中等学校または技術学校への就学の措置を、青年 のために一般教育の科目を有する職業訓練所の設置を、 あるいは作業場(授産場)の設置、公私の教育機関と の緊密な関係を維持すること等を勧告
七	一	中央職業紹介事務局長、「国庫補助関係土木事業ノ 施行ニ関スル件」(収業第一、〇三三三三) 通牒
七	二	中央職業紹介事務局長、「少年就職後ノ指導保護ニ 関スル件」(収業第二七号) 通牒

七	八	社会局社会部長・文部省社会教育局長、「少年ノ職業紹介並職業指導ニ関スル件」(発社第一〇三号)通牒
七	八	中央職業紹介事務局長、「国直轄の土木事業ニ関スル件」(収業第一、〇七〇号)通牒
七	二七	中央職業紹介事務局長、「少年ノ職業紹介並職業指導ニ関スル件」(収業第一、〇九八号)通牒
一〇	二	職業紹介所全国大会、職業紹介所国営化に関する陳情書等を採択・建議
一〇	二三	第八回全国社会事業大会(二六日まで)、「授産並職業輔導に関する件建議」、「失業労働者の向上訓練に関する件建議」等を採択
一二	九	内務次官、中央職業紹介委員会に対し、職業紹介制度改正につき諮問
一二	一一	内務次官、「臨時冬季失業応急事業費国庫補助ニ関スル件」(発社第一、一八五号)通牒
一二	二四	中央職業紹介委員会、一月九日付諮問に対し答申 この年、小作争議戦前最高六、八二四件 一九三六(昭和一一)年
五	二七	職業紹介法中改正(法第一二二号)
六	二三	社会局社会部長、「失業者更生訓練施設ニ関スル件」(発社第五七号)通牒。同施設への国庫補助と施設計画要綱の提示を指示
七	三	内務大臣、学務部長會議にて「職業紹介法の改正に關スル件」、「失業者更生訓練に関する件」等を指示
七	二一	社会局長官、社会課長事務打合会にて「職業紹介法

八	二二	の改正に関する件」、「失業者更生訓練に関する件」等を指示
八	二九	社会局長官、「職業紹介法関係改正法令等ノ施行ニ関スル件」(発社第八三号)通牒。この中で職業紹介所は必要に応じ求職者宿泊所または補導施設等を附設できることを規定
八	二九	職業紹介法施行令中改正(勅第二七五号)
八	二九	内務省官制中改正(勅第二七六号)
八	二九	社会局官制中改正(勅第二七八号)
八	二九	職業紹介事務局官制廃止(勅第二七九号)
八	二九	職業紹介委員会官制(勅第二八一号)。大正一三年二月職業紹介委員会官制(勅第二〇号)の廃止
八	二九	職業紹介法施行規則中改正(内務省令第二九号)
八	二九	営利職業紹介取締規則中改正(内務省令第三〇号)
九	二〇	社会局主催「更生訓練指導員講習会」(二七日まで)を開催
一〇	一	失業者更生訓練施設事業開始
一〇	二	社会局主催、道府県職業主任官事務打合会を開催(三日まで)。職業輔導の施設等の実現を積極化すべきこと等につき協議
一〇	一八	日本労働組合會議第五回年度大会、「労働省創設要請に関する決議案」を採択
一一	一四	方面委員長(勅第三九八号)
一一	三〇	社会局官制中改正(勅第四一五号)
一二	二	大日本傷痍軍人会設立

一二	一一	内務次官、「臨時冬季失業応急事業国庫補助ニ関スル件」(収社第一、一二二号ノ内) 通牒 一九三七(昭和一二)年
三	九	社会部職業課長、「職業紹介所ノ設置並連絡市町村機能促進ニ関スル件」(社発第二二九号) 通牒
三	三	社会部長、「失業者更生訓練施設報告ニ関スル件」(社発第五八号) 通牒
三	一三	社会局官制中改正(勅第三〇号)
四	一三	社会局主催、失業者更生訓練指導員協議会
五	一	社会部長、「失業者更生訓練施設ニ関スル件」(発社第四七号) 通牒
六	二八	商工省、熟練工養成六ヶ年計画大綱を作成
七	一六	閣議、技術者及熟練 養成方策に關シ決定
七	二六	全国社会事業大会常設委員会、「勤労青年保護法規制定並に改正方要望に關する件」を首相、内相、文相に建議。陸相、海相、企画院總裁、社会局長官に陳情
七	三一	社会局長官、「軍需勞務要員充足ニ関スル件」(社発第二〇四号)
八	一一	社会局長官、「勞務需給調整施設費補助ニ関スル件」(發社第九五号) 通牒。この中で「勞務需給調整施設要項」を添付し、農村地方に「職業指導職員」を設置することを通牒。
九	二四	社会局長官、「事変ノ影響ニ因ル失業ノ防止ニ関スル件」(發社第一一五号) 通牒
九	二七	社会局長官、「軍需勞務要員充足ニ関スル件」(發

一〇	一二	社第一一六号) 通牒 社会局長官、「職工争奪防止ニ関スル件」(發社第一二三号) 通牒
一〇	二五	企画院官制(勅第六〇五号)
一〇	二七	社会部長、「小学校卒業児童ニ対スル就職指導ニ関スル件」(社發第二六九号) 通牒
一〇	三〇	社会局ニ臨時軍事援護部ヲ置ク件(勅第六二四号)
一一	一	社会局分課規程中改正
一一	五	第一回人口問題全国協議会答申。この中にて「職業指導並に職業教育刷新拡充の件」を答申
一二	一五	社会局臨時軍事援護部長・文部省普通学校局長、「小学校卒業児童ニ対スル就職指導ニ関スル件」通牒
一二	二七	臨時軍事援護部長、「小学校卒業児童ノ求人求職連絡区域ニ関スル件」(臨軍發第二七号) 通牒

「職業訓練關係資料集（I）」脱字（傍点部）

二二三ページ上段

（ハ）現行連絡方法ヲ改正シ連絡町村ヘノ通報ヲ容易ナラシムル
ハ勿論諸統計報告等ハ之ヲ簡易化スルト共ニ実用化スルコト
五、連絡町村制ヲ有効ニ運用スル為左記各項ノ実施ヲ要ス

（イ）連絡町村ニ於ケル職業紹介ノ為ノ経費ハ国及道県ニ於テ相
当額ノ補助ヲ為ス方途ヲ講スルコト

右ノ実施ニ至ル迄連絡町村ノ職業紹介事務担任者ニ対シテハ相
当額ノ手当ヲ国庫ヨリ支給スルコト

（ロ）職業紹介事務局及職業紹介所ハ其ノ連絡町村ニ職員ヲ派遣
シ聯絡ヲ緊密ナラシムルコト

第三、農山漁村出稼者ノ紹介斡旋ニ関スル事項

一、農山漁村ノ職業紹介所ハ常時連絡町村乃至出稼者保護団体ト
連絡スルハ勿論必要ニ応シ其ノ取扱区域内ヲ巡廻シ出稼者ノ常
時的登録ヲ行フコト

二、農山漁村ノ周期的出稼者ニハ特殊ノ登録制ヲ実施シ就労手帳
ヲ交付スルコト

調査研究資料第三〇号

職業訓練関係資料集（Ⅰ）

発行

昭和五五年三月二八日

昭和五五年六月二六日増刷

発行者

職業訓練大学校

職業訓練研究センター

所長 宗像元介

神奈川県相模原市相原一九六〇
電話（〇四二七）六一一九九二（代）

印刷 勝文堂印刷